

家庭用省エネ給湯暖房契約

〈エコほっと24〉

(一般ガス選択約款)

平成28年5月1日実施
(平成28年3月16日届出)

滝川ガス株式会社

目 次

1. 目 的	-----	1
2. 選択約款の届出及び変更	-----	1
3. 用語の定義	-----	1
4. 適用条件	-----	1
5. 契約の締結および契約期間	-----	1
6. 使用量の算定	-----	2
7. 料 金	-----	2
8. 単位料金の調整	-----	2
9. その他	-----	3
附 則	-----	3
1. 本選択約款の実施期期日	-----	3
2. 本選択約款の実施に伴う切替措置	-----	3
別 表		
家庭用省エネ給湯暖房契約に適用する料金表	-----	3

1. 目的

この選択約款は、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯・暖房器の普及促進を図ることにより、環境負荷の軽減に寄与することとともに、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき北海道経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更して、北海道経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「潜熱回収式給湯暖房システム」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち排気熱・潜熱を回収し給湯を行い、温水を循環させ暖房することもできる方式の機器、または排気熱・潜熱を回収し温水を循環暖房する機器に加え定格給湯能力が16号以上の給湯器を併用するシステムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供された部分とが結合してある住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規程により課される消費税及び地方税法の規程により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (5) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (6) 「基本料金（税抜）」「単位料金（税抜）」とは、基本料金、基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、「潜熱回収式給湯暖房システム」を専用住宅又は併用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで計量する場合（計量するガスメーター能力は4立方メートル毎時以下）には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができる。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) お客さまが、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月とし12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌

日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

- ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。(4)において同じ)。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別(一般ガス供給約款に定める料金を除きます)への変更を申し込まれた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます)に行われる料金(以下「早収料金」といいます)には、この料金に消費税等相当額を加えた額を、また、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金に3パーセント割り増しした料金(以下「遅収料金」といいます)に消費税等相当額を加えた額を支払っていただきます。
- なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、この選択約款の定める別表の料金表(料金表の基本料金(税抜)、単位料金(税抜)又は8の規程により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います)を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金(税抜) + 0.220円 × 原料価格変動額 / 100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金(税抜) - 0.220円 × 原料価格変動額 / 100円
(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり） 82,700円
- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が132,320円以上となった場合は、132,320円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 1.0000$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成28年5月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が平成28年5月1日から平成28年5月31日に属する料金算定期間の早収料金は、平成28年4月末日まで適用の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表) 家庭用省エネ給湯暖房契約に適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定より調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する

料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表 A

①適用区分 使用量が20立方メートル以下の場合

②基本料金

1か月及び	2,790.72円(税込)
ガスメーター1個につき	2,584.00円(税抜)

③基準単位料金

1立方メートルにつき	309.9492円(税込)
	286.99円(税抜)

④調整単位料金

③の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

(2) 料金表B

①適用区分 使用量が20立方メートルを超え、60立方メートル以下の場合

②基本料金

1か月及び ガスメーター1個につき	3,838.32円（税込）
	3,554.00円（税抜）

③基準単位料金

1立方メートルにつき	257.5692円（税込）
	238.49円（税抜）

④調整単位料金

③の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

(3) 料金表C

①適用区分 使用量が60.1立方メートル以上の場合

②基本料金

1か月及び ガスメーター1個につき	6,073.92円（税込）
	5,624.00円（税抜）

③基準単位料金

1立方メートルにつき	220.3092円（税込）
	203.99円（税抜）

④調整単位料金

③の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。